

「救える命を救いたい！！」

～このままでは、「救える命も救えない！！」～



火災から大切な家族の命を守るため 自分自身の命を守るため
地域の安心・安全を守るため 「今」 できることがあります。

住宅用火災警報器の設置がなぜ義務付けられたのか

建物火災全体の死者数のうち、約9割を住宅火災が占めており、そのうちの7割が逃げ遅れによるものです。

火災の発生をいち早く知らせ、逃げ遅れによる死者を減らすことを目的とし、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置義務

新しく建てる住宅 平成18年6月1日から

現在建っている住宅 平成23年6月1日までに

平成27年6月の時点で住宅用火災警報器の設置率は、

全国・・・81.0% 熊本県・・・81.7% 山鹿市・・・67.0%



煙感知器
(煙を感知するタイプ)



熱感知器
(熱を感知するタイプ)

どこに設置するの？

火災が発生し、逃げ遅れて命を落とす確率が最も高いのが就寝中です。設置が義務付けられている場所は、全ての寝室とその部屋へ通ずる階段となっています。

《取付け場所》

● 取付けが義務付けられている所



● 取付けをお勧めする場所



火災を防いだ事例はあるの？

共同住宅に住む男性は、布団の中でタバコを吸っているうちに眠くなり、灰皿にタバコを置いたまま寝込んでしまいました。その後、男性は住警器の警報音で目を覚ますと座布団から煙が上がっているのを発見。すぐに、ペットボトルの水で消火し、携帯電話で119番通報しました。

悪質訪問販売に気をつけて!!

住宅用火災警報器を設置していない家庭を訪問し、言葉巧みに設置を強要し、高額な設置費用を請求するというものです。住宅用火災警報器は、電気店やホームセンター等でも販売してあり、日本消防検定協会の鑑定に合格した製品には「NS」マークが表示されていますので、購入の際、目安として下さい。

